

2018.9.30

消防庁「消防吏員の色覚検査に係る今後の対応」に対する見解

日本色覚差別撤廃の会

消防庁は先般、全国の全消防本部を対象にして、採用試験における色覚検査の実態等について調査し、その結果をこのほど「消防吏員の色覚検査に係る今後の対応」としてとりまとめたところである。以下、このとりまとめに対して本会の見解を述べたい。

まず端的に今回のとりまとめの問題点を概括すると、次のとおりである。

1) 一部の調査項目(消防業務の現場において色で見分けることの重要性、色覚検査の必要性)では、回答の選択肢はいずれも主観的な評価によるものとなっている。

その上、結果の拾い方は恣意的と疑われるほど部分的、断片的であり、必要なクロス集計も示されておらず、そのため重要な実態が明らかとならない情報提示となっている。

2) そのような限界・偏向をはらんでいる中で、示された結果の範囲でも現状の大勢は明白である。すなわち「色覚異常に起因する消防業務への支障の有無」について、「なかったと考える」は99%、しかもその理由としてはそういう「報告を受けていない」からという客観的根拠をあげたのが60%にもものぼっている。「あったと考える」の1%とは比較を許さないレベルの格差がある。

3) にもかかわらず後段の「対応」では、上述のとおり限定的かつ偏りのある「結果概要」の情報に沿って、意図的に不適切な今後の対応方針が展開されている。すなわち、色覚検査廃止の趣旨を型どおり厚労省通知に沿って紹介した後で、「ヒヤリハット事案」(上述のとおりわずか1%)を引き合いに、まずは「状況把握の必要性」から入り、続いて本丸の「採用試験」での「色覚検査」の「留意事項」に移行し、最後に仕上げの「色覚検査の手法」へと、一部の留保を装いながら、読んだ者は対応の方針において色覚検査がメインであると強く印象づけられるように、きわめて巧妙に誘導している。

4) 以上、今回のとりまとめの特質は、限られた調査結果ですら明白な大勢を前にしてもなお、おそらく石原表の誤読者等(眼科的色覚検査での「異常」者)に対する抜きがたい予断と偏見によって、眼科的色覚検査による選別をむしろ存続、普及させようとする差別意識が顕わとなっていることである(以上につき詳細は、後述の下記を参照)。

本件につき本会として特に求めたいのは次のとおりである。

1) 職務遂行上で真に必要な色識別力を適切に判定すること自体は否定しないが、それに資さない眼科的色覚検査は廃止するべきである。厚労省はつとに眼科的「色覚検査は現場における職務遂行能力を反映するものではない」と指摘、啓発している。

2) 色識別力を適切に判定する最善かつ容易な方法は、現場の実物やそれらの画像等を見せた際の、実際の見分け度によることである。

記

消防職員の採用にあたり石原表の誤読者等（眼科的色覚検査での異常者）について、

A：職務遂行上の色識別力が不足している。

B：職務遂行上の色識別力が不足しているとは必ずしも言えない。

という2種の相反する認識が存在する（以下A、Bと記す）。

以下、適宜これに基づきながら、とりまとめの「1 調査の結果概要」、「2 対応」の2つの項目について、見解を順次示す。

1 調査の結果概要

①「検査の実施状況」、「消防業務への支障の有無」から

Aが52.2%（検査実施、口頭確認）、Bが47.8%（未実施、運転免許、三色識別）と考えることが出来る。Aの判断が正しいという実証的根拠は、調査結果の中ではヒヤリハットの4本部（0.6%）である。但し、この例も色覚の差異が原因なのかどうか詳しく調べる必要があり、かついわゆる色覚正常者の同種のヒヤリハット件数との数的調査比較が無ければ色覚の差異を問題にすることは出来ない。いずれにしても0.6%という数字は、色覚の差異を理由に排除する制度の正当性を裏付けるものとは到底言えないほどの絶対的な少なさである。

一方Aが誤りであるという実証的根拠はBの消防本部の多くの実績であり、日頃の消防業務に従事する職員の現場実感に裏打ちされた「消防業務への支障はなかったと考える」98.9%の回答である。この「支障なし」の数字は色覚の差異をもつ当事者の多くが自らの日常生活上から抱く実感からしても納得の数字ではないだろうか。

2001年の労働安全衛生規則改正においてその趣旨を「知見の蓄積により、色覚検査における異常と判別される者であっても大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきている」とし、改正の解説には眼科的「色覚検査は現場における職務遂行能力を反映するものではない」と警鐘を鳴らしている。色覚の差異を理由に制限されていた多くの職業が知見の蓄積によって、その誤りが指摘され解消されて来た歴史がある。47.8%のBの消防本部の実績と、「支障なかったと考える」98.9%の圧倒的な回答数は知見の蓄積そのものであり、Bの判断の正当性を示している数字である。

②「色覚異常を有する職員の有無」から

色覚異常を有する職員がいると把握しているのは133本部あるが、このほとんどすべてが上述のとおり「支障はない」と回答している。これは色覚の差異を持つ職員が支障なく消防業務を行うことが可能であることを示している。

③「現場において色で見分ける重要性」から

調査項目の内、1)、3)、6)は色覚バリアフリーの取り組み対象であり、現

実際には多くの色覚当事者はこの判別を誤ることはない。2)、4)、5)については誤認の具体的事象が実態としてあるのであろうか、はなはだ疑問である。いずれにしても色覚に関する基本的な理解の不足や予断と偏見が懸念される中で、そもそも各回答者の主観による回答であり、客観的根拠はきわめて薄弱な内容である。

④ 「色覚検査の必要性」から

「完全に正常な色覚を求める」との回答はわずか3,4%に過ぎないが、このタイトルと回答だけの記載により、「検査の必要性」が印象に残る構成となっている。なお、25本部には労働安全衛生規則の改正の内容そのものが認識されていないのではないのかと唖然とする。

「1. 調査の結果概要」から出てくる結論は、消防職員の採用試験については、Aの認識による採用試験を実施している消防本部は直ちに改正し、あるべき姿はBの認識による採用試験であるということになるが「2 対応」ではそのようになっていない。これでは何のための調査か、調査結果をどう生かそうとしたのか、はなはだ疑問であり、今後について憂慮すべき内容となっている。

2 対応

① <色覚の状況把握の必要性>から

職員の色覚の状況を把握する必要があるという理由としてごく少数(0.6%)のヒヤリハットを上げている。前述のようにヒヤリハットの把握内容そのものに問題点を含むものである上に、「支障なし」の98.9%の回答と合わせた合理的判断から導かれた必要性では決してない。また、その把握には眼科の色覚検査を想定していると思われるが、厚労省が指摘するように眼科の色覚検査はその人の職務上の色識別力を測るものではない。

現在の消防職場でも色覚の差異のある当事者が自らの立場を周りに理解してもらい働いている人も多いと思える。このことは色覚に限らず他の多くの個人的特性・資質に共通し、どんな職場でも必要なことである。現場に問われているのは、当事者が自らの立場を言いやすい職場環境を整え、周囲の理解を促す努力である。

消防職場での眼科の色覚検査の実施は、さかのぼって採用試験での眼科の色覚検査の実施の正当化と広がりをもたらし、これを促すことになることを懸念する。

② <検査を行う場合の留意事項>から

今回の調査結果が示す採用試験で眼科の色覚検査をするAの誤りについて全く触れず、採用試験のあり方は「各消防本部等において、その実施の必要性の検討に任せる」として、結果的に採用試験において眼科の色覚検査の実施を容認している。このことは「色覚検査は現場の職務遂行能力を反映するものではないことに十分な注意が必要です。検査を行う場合でも、各事業所で用いられている色の判別が可能か否かを確認することで十分です。」という2001年労働安全衛生規則改正の本旨を

順守しないことを容認することであり、決して許されない。今回の調査結果にある、色覚検査をしない 234 本部の実績に学びつつ、眼科的色覚検査の安易な使用は不当な選別を招き当事者の人権侵害につながることを直視して、採用試験における眼科的色覚検査を直ちに廃止し、その上で消防業務上の色識別力の判定が必要と判断するのであれば、現場の実物やその画像などによって実施されるべきである。

また、「当該本部の規模や職員配置の状況等を考慮した上で、…」と書かれているが、これはAの判断から抜け出せず、主要業務の中で当事者は支障をきたすとの思い込み・予断があるために、大本部なら他の業務分担へ回せるが小本部では困難だとの偏見によるものであろう。この種の誤りの何よりの反証は「業務に支障がなかった」との 721 本部（98.9%）の現場の回答である。また、今回の調査結果の検査未実施 234 本部の規模別内訳を分析してほしいものである。おそらく小規模でも検査未実施のところも多いのではないかと考える。根拠なく規模論を振り回さずそれら小規模本部の実績を認識する必要がある。

また、示された調査結果はそもそも、恣意的と思われるほど部分的・断片的であり、また重要なクロス集計も存在しないのはきわめて遺憾である。

③ <色覚検査の手法>から

提示されたこれらの色覚検査はいずれも眼科的色覚検査であり、これら眼科的色覚検査はその人の職務上の色識別力を測るものではなく、その安易な使用は不当な選別を招き当事者の人権侵害につながることを、したがって採用試験はもちろん消防職員に対する実施の必要性も正当性もないものであること、既述のとおりである。

以上の「対応」の記述からは、調査結果の明確な傾向さえねじまげ、一部留保をつけた体裁をとりつつ、結局のところ眼科的色覚検査の実施をむしろ公認・推奨するトーンとなっているのはきわめて悪質・巧妙と言ってよく、当事者団体として到底容認できるものではない。

結局のところ、予断を排して調査結果を厳密に分析・評価すれば、総じて今回のような「対応」方針とはなるはずはなく、ひとまず撤回と抜本的な再検討を求めたい。